

令和3年第1回定例会6月議会提出議案概要書

議 案 目 録

- 議案第 5 1 号 明石市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 5 2 号 明石市債権の管理に関する条例及び明石市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 5 3 号 明石市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 5 4 号 明石市営住宅条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 5 5 号 令和 3 年度明石市一般会計補正予算（第 2 号）
- 〃 第 5 6 号 令和 3 年度明石市一般会計補正予算（第 3 号）
- 〃 第 5 7 号 明石クリーンセンター焼却施設プラント設備保全工事請負契約のこと
- 〃 第 5 8 号 明石クリーンセンター破砕選別施設プラント設備保全工事請負契約のこと
- 〃 第 5 9 号 明石市立沢池小学校給食室増築ほか（建築）工事請負契約のこと
- 〃 第 6 0 号 指定管理者の指定に係る議決事項一部変更のこと
- 〃 第 6 1 号 指定管理者の指定に係る議決事項一部変更のこと
- 〃 第 6 2 号 指定管理者の指定に係る議決事項一部変更のこと
- 〃 第 6 3 号 指定管理者の指定に係る議決事項一部変更のこと
- 〃 第 6 4 号 指定管理者の指定に係る議決事項一部変更のこと
- 〃 第 6 5 号 指定管理者の指定に係る議決事項一部変更のこと
- 〃 第 6 6 号 指定管理者の指定に係る議決事項一部変更のこと
- 報告第 7 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 8 号 令和 2 年度明石市一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告のこと
- 〃 第 9 号 令和 2 年度明石市水道事業会計予算繰越計算書報告のこと
- 〃 第 1 0 号 令和 2 年度明石市下水道事業会計予算繰越計算書報告のこと
- 〃 第 1 1 号 地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況（2021 年度事業計画）報告のこと

1 要 旨

固定資産の評価に係る審査手続の簡素化を図るため、審査申出書その他の書類への押印を不要とするほか、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 審査手続の簡素化を図るため、次の書類への押印を不要とする。

ア 審査申出書

イ 口頭意見陳述調書

ウ 口述書

エ 口頭審理調書

オ 実地調査調書

カ 委員会の議事調書

(2) その他所要の整備

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

地方税法の一部改正に準じ、延滞金の割合の特例に係る規定の整備を行おうとするもの。

2 内 容

地方税法の一部改正に準じ、延滞金の割合の特例に係る文言の表記を次のとおり改正する。

現 行	改 正
特例基準割合	延滞金特例基準割合
当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合	平均貸付割合

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

国民健康保険料に係る基礎賦課限度額の引上げを行うとともに、関係法令の一部改正に伴う所要の整備を行おうとするもの。

2 内 容

(1) 基礎賦課限度額の引上げ

(現行) 61万円

(改正) 63万円 ※政令基準と同額

(2) 関係法令の一部改正に伴う所要の整備

ア 地方税法の一部改正に伴う所要の整備

(ア) 保険料の算定に用いる所得の額を計算するに当たり、低未利用土地等を譲渡した場合に、長期譲渡所得から100万円を控除することができるようにする。

(イ) 延滞金の割合の特例に係る文言の表記を改正する。

イ 引用法令の条項廃止に伴う規定の整備

新型コロナウイルス感染症の定義に係る引用法令及び条項を次のとおり改正する。

(現行) 新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項

(改正) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項第3号

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

市営住宅の有効活用を図るとともに、障害者その他の要配慮者が地域で安心して生活できる住宅を確保するため、社会福祉法人等が一定の社会福祉事業を運営するに当たり、普通市営住宅以外の市営住宅も使用できるようにしようとするもの。

2 内 容

(1) 社会福祉法人等が一定の社会福祉事業（例：障害者グループホーム）を運営するに当たり使用できる市営住宅の範囲の拡大

（現行）普通市営住宅

（改正）普通市営住宅、改良市営住宅、準公営住宅及び特別市営住宅

(2) その他所要の整備

3 施行期日

公布の日

今回の補正は、歳出で、市内飲食店等への営業時間短縮の要請に係る新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業費の追加を行うとともに、歳入では、繰入金を追加するもの。

〔 補正額 88,824 千円 補正後 120,268,213 千円 〕

歳 入

繰 入 金 88,824 千円 財政基金繰入金 88,824 千円

歳 出

補 助 費 等 88,824 千円 新型コロナウイルス感染症
拡大防止協力金事業費 88,824 千円

（市内飲食店等への営業時間短縮に係る兵庫県からの要請及び
まん延防止等重点措置による要請に対する協力金）

今回の補正は、歳出で、新型コロナウイルス感染症対応経費として、PCR検査体制等の充実に係る新型コロナウイルス感染症対策事業費をはじめ、支援対象児童見守り強化等に係る児童相談所運営事業費、高等学校の低所得世帯への貸出用端末等整備費のほか、明石商業高等学校福祉科棟整備事業費の追加を行うとともに、歳入では、国庫支出金、繰入金等を追加するもの。

また併せて、明石商業高等学校福祉科棟建設工事に係る債務負担行為を追加するもの。

〔 補正額 440,400 千円 補正後 120,708,613 千円 〕

歳 入

国庫支出金	301,010 千円	衛生費国庫補助金	199,812 千円
		衛生費国庫負担金	65,093 千円
		民生費国庫補助金	30,000 千円
		教育費国庫補助金	6,105 千円
繰入金	90,390 千円	財政基金繰入金	90,390 千円
市債	49,000 千円	教育債	49,000 千円

歳 出

物件費	382,000 千円	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (検査体制・自宅療養支援体制等の充実経費)	330,000 千円
-----	------------	--	------------

		児童相談所運営事業費	52,000 千円
		(支援対象児童等見守り強化及び保護者不在児童 対応経費)	
投資的経費	58,400 千円	明石商業高等学校 福祉科棟整備事業費 (福祉科棟整備費)	46,400 千円
		学校情報通信機器運用事業費	12,000 千円
		(低所得世帯への貸出用端末等整備費)	

債務負担行為
追加分

事 項	限度額 (千円)	期間 (年度)
明石商業高等学校福祉科棟建設工事	528,000	R4

議案第 5 7 号

明石クリーンセンター焼却施設プラント設備保全工事請負契約のこと

1 工事概要

種 別	内 容	備 考
焼却施設プラント 設備保全工事	保全工事一式	焼却設備保守、電気計装設備保守、防災・防犯設備保守

2 請負金額 金 825,000,000円

3 相手方 大阪市北区中之島2丁目3番33号
住友重機械エンバイロメント株式会社 大阪支店
支店長 井本 秀 樹

4 支払条件 令和3年度 金 386,925,000円以内
令和4年度 残 額

(参考)

工事期限 令和5年3月10日

議案第 5 8 号

明石クリーンセンター破砕選別施設プラント設備保全工事請負契約のこと

1 工事概要

種 別	内 容	備 考
破砕選別施設プラント設備保全工事	保全工事一式	受入供給設備保守、排出設備保守、選別設備保守、搬出設備保守、電気計装設備保守

2 請負金額 金 189,200,000円

3 相手方 神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号
川崎重工業株式会社 神戸工場
神戸工場事務所長 川 井 諭

(参考)

工事期限 令和4年3月10日

議案第 59 号

明石市立沢池小学校給食室増築ほか（建築）工事請負契約のこと

1 工事概要

種 別	内 容	備 考
給食室増築ほか工事	建築工事一式	給食室（鉄骨造2階建て）増築、渡り廊下（鉄骨造平屋建て1棟、鉄骨造2階建て2棟）増築、舗装、排水、校舎建具改修等

2 請負金額 金 314,600,000円

3 相手方 明石市大久保町西島420番地の4
有限会社今里工務店
代表取締役 西 登 美 雄

4 支払条件 令和3年度 金 155,727,000円以内
令和4年度 残 額

(参考)

工事期限 令和4年6月30日

1 要 旨

平成27年第3回定例会12月議会において議決を受けた明石市立総合福祉センターに係る指定管理者の指定について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和3年度に予定していた次期指定管理者の候補者の選定を延期したことに伴い、現指定管理者の指定期間を延長したく、議会の議決を得た事項の一部を変更するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 内 容

指定期間の変更

(変更前) 平成28年4月1日から令和4年3月31日まで

(変更後) 平成28年4月1日から令和5年3月31日まで

(参考)

現指定管理者 社会福祉法人 明石市社会福祉協議会

1 要 旨

平成28年第2回定例会12月議会において議決を受けたふれあいプラザあかし西に係る指定管理者の指定について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和3年度に予定していた次期指定管理者の候補者の選定を延期したことに伴い、現指定管理者の指定期間を延長したく、議会の議決を得た事項の一部を変更するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 内 容

指定期間の変更

(変更前) 平成29年4月1日から令和4年3月31日まで

(変更後) 平成29年4月1日から令和5年3月31日まで

(参考)

現指定管理者 ハートフルしんき

1 要 旨

平成28年第2回定例会12月議会において議決を受けた明石市立木の根学園ひまわり工房、明石市立木の根学園たんぼぼ工房及び明石市立木の根学園短期入所施設に係る指定管理者の指定について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和3年度に予定していた次期指定管理者の候補者の選定を延期したことに伴い、現指定管理者の指定期間を延長したく、議会の議決を得た事項の一部を変更するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 内 容

指定期間の変更

(変更前) 平成29年4月1日から令和4年3月31日まで

(変更後) 平成29年4月1日から令和5年3月31日まで

(参考)

現指定管理者 社会福祉法人 明桜会

1 要 旨

平成30年第2回定例会12月議会において議決を受けた明石市立高齢者ふれあいの里に係る指定管理者の指定について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和3年度に予定していた次期指定管理者の候補者の選定を延期したことに伴い、現指定管理者の指定期間を延長したく、議会の議決を得た事項の一部を変更するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 内 容

指定期間の変更

(変更前) 平成31年4月1日から令和4年3月31日まで

(変更後) 平成31年4月1日から令和5年3月31日まで

(参考)

現指定管理者 S D H S ・ N T T ファシリテーズ共同事業体

1 要 旨

平成29年第2回定例会12月議会において議決を受けた明石市立勤労福祉会館及び明石市立中高年齢労働者福祉センターに係る指定管理者の指定について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和3年度に予定していた次期指定管理者の候補者の選定を延期したことに伴い、現指定管理者の指定期間を延長したく、議会の議決を得た事項の一部を変更するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 内 容

指定期間の変更

(変更前) 平成30年4月1日から令和4年3月31日まで

(変更後) 平成30年4月1日から令和5年3月31日まで

(参考)

現指定管理者 日本環境マネジメント株式会社

1 要 旨

平成28年第2回定例会12月議会において議決を受けた明石市生涯学習センター及びあかし男女共同参画センターに係る指定管理者の指定について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和3年度に予定していた次期指定管理者の候補者の選定を延期したことに伴い、現指定管理者の指定期間を延長したく、議会の議決を得た事項の一部を変更するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 内 容

指定期間の変更

(変更前) 平成29年4月1日から令和4年3月31日まで

(変更後) 平成29年4月1日から令和5年3月31日まで

(参考)

現指定管理者 一般財団法人 明石コミュニティ創造協会

1 要 旨

平成28年第2回定例会12月議会において議決を受けた石ヶ谷公園、明石海浜公園及び魚住北公園に係る指定管理者の指定について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和3年度に予定していた次期指定管理者の候補者の選定を延期したことに伴い、現指定管理者の指定期間を延長したく、議会の議決を得た事項の一部を変更するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 内 容

指定期間の変更

(変更前) 平成29年4月1日から令和4年3月31日まで

(変更後) 平成29年4月1日から令和5年3月31日まで

(参考)

現指定管理者 しんきパーク&スポーツマネジメント共同事業体

1 要 旨

道路上の事故による損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年5月14日専決処分したので、報告するもの。

2 内 容

- (1) 損害賠償額 金 52,415円
- (2) 相手方 明石市在住の個人
- (3) 事故の内容 令和3年4月17日明石市大久保町大窪817番地の2地先の道路上を相手方が乗用車で走行中、側溝上に設置してあるグレーチング蓋に乗った際、グレーチング蓋を支える劣化していたコンクリートが車重により損傷したため、グレーチング蓋及びタイヤが側溝に落下し、相手方所有の乗用車に損害を与えたもの。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき明石市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を報告するもの。

単位：千円

事業名	金額(繰越限度額)	繰越額
1 シティセールス事業	6,000	5,996
2 市役所新庁舎建設事業	69,000	47,289
3 高齢者・障害者サポート利用券発行事業	214,000	212,800
4 社会福祉施設等整備事業	14,000	13,117
5 赤ちゃん応援給付金給付事業	14,000	7,000
6 私立保育所・認定こども園整備(待機児童緊急対策)事業	139,000	138,130
7 (仮)新明石クリーンセンター建設事業	14,000	13,771
8 土地改良事業	54,000	50,808
9 沿岸漁場整備・構造改善事業	35,000	34,516
10 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業	128,700	83,284
11 天文科学館施設維持管理事業	29,000	28,500
12 海岸施設維持管理事業	19,000	11,920
13 明石港再整備事業	87,000	86,040
14 道路新設改良事業	233,000	197,848
15 交通安全施設整備事業	652,000	631,134
16 水路維持管理事業	17,000	11,090
17 交通政策事業	23,000	22,316
18 大久保駅前土地区画整理事業	83,000	73,244
19 鳥羽新田土地区画整理事業	41,000	41,000
20 街路整備事業	248,000	247,395
21 (仮称)17号池公園整備事業	246,000	193,240
22 都市公園安全・安心対策事業	14,000	14,000
23 市営住宅整備事業	64,000	63,880
24 小学校管理運営事業	38,800	38,800
25 小学校施設整備事業	184,200	183,641
26 中学校管理運営事業	18,400	18,400
27 中学校施設整備事業	79,100	79,100
28 明石商業高等学校管理事業	2,400	2,400
29 学校情報通信機器運用事業	12,800	12,800
30 幼稚園施設整備事業	37,500	37,500
31 特別支援学校管理運営事業	3,200	3,200
32 埋蔵文化財出土資料整理事業	20,000	19,200
33 放課後児童健全育成事業	2,000	1,200
合 計	2,842,100	2,624,559

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき明石市水道事業会計予算繰越計算書を報告するもの。

建設改良費繰越額

単位：円

款	項	事業名	繰越額
資本的支出	建設改良費	第 3 次整備事業費	121,085,000
		老朽管整備事業費	603,490,000
		建設改良事業費	404,026,000
合 計			1,128,601,000

事故繰越額

単位：円

款	項	事業名	繰越額
水道事業費用	営業費用	配水及び給水費	53,227,000
資本的支出	建設改良費	第 3 次整備事業費	49,487,000
合 計			102,714,000

報告第 10 号

令和 2 年度明石市下水道事業会計予算繰越計算書報告のこと

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき明石市下水道事業会計予算繰越計算書を報告するもの。

建設改良費繰越額

単位：円

款	項	事業名	繰越額
資本的支出	建設改良費	管渠整備費	484,000,000
		ポンプ場整備費	75,000,000
		処理場整備費	971,000,000
合 計			1,530,000,000

報告第 1 1 号

地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況（2021年度事業計画）報告のこと

地方独立行政法人明石市立市民病院の2021年度の事業計画書を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの。